

会議の開催結果について

- | | | |
|---|-----------------|---------------------------------------|
| 1 | 会 議 名 | 令和5年度第1回上尾市建築審査会 |
| 2 | 会 議 日 時 | 令和5年8月22日(火)
午前10時00分から |
| 3 | 開 催 場 所 | 上尾市役所行政棟7階 大会議室 |
| 4 | 会 議 の 議 題 | 建築基準法第43条第2項第2号の許可について |
| 5 | 公開・非公開 | 原則公開であるが、審査事項によっては非公開となる。
(今回は非公開) |
| 6 | 非公開の理由 | 個人情報を含むため |
| 7 | 傍 聴 者 数 | — |
| 8 | 問い合わせ先
(担当課) | 都市整備部建築安全課 |

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回上尾市建築審査会	
開催日時	令和5年8月22日(火) 午前10時00分～	
開催場所	上尾市役所行政棟7階 大会議室	
議長(委員長・会長)氏名	柿沼 佑一	
出席者(委員)氏名	柿沼委員・田島委員・内田委員・若林委員・古市委員	
欠席者(委員)氏名	なし	
事務局(庶務担当)	都市整備部建築安全課	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	【報告第1号】 建築基準法第43条第2項第2号の許可について	受理
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0 名
会議資料		
議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 5 年 9 月 25 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 議長(委員長・会長)の署名 議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ) </div> <div style="text-align: center;"> <u>柿沼 佑一</u> _____ </div> </div>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>【報告第1号】 建築基準法第43条第2項第2号の許可について</p> <p>出席者数についてご報告させていただきます。 上尾市建築審査会条例第5条第2項の規定では、「会議の開催は、委員の過半数の出席」が必要とされています。 本日は、5名中5名の委員さんのご出席をいただいておりますので、本審査会の開催が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、上尾市建築審査会条例第5条第1項の規定により、「会長が議長となる」ことと、なっておりますので、柿沼会長に今後の議事進行をお願いしたいと存じます。 柿沼会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>承知いたしました。しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から本日の議案についての公開・非公開の取り扱い及び傍聴者について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本会議は、原則公開となっておりますが、個人情報が含まれているため、上尾市情報公開条例第7条第2号に該当いたしますので、予め非公開として総務課に通知しておりますことをご報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、報告第1号 ■■■■■・■■■■■から申請のあった、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可についてです。 内容について特定行政庁より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(許可申請内容の報告)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、特定行政庁の説明に関しまして、委員さんからのご質問をお受けしたいと思っております。 どうぞ挙手をしてご発言いただきますようお願いいたします。</p>
委員	<p>この路線で、過去に法第43条第2項第2号の許可を1件したとのことだが何処ですか。</p>
特定行政庁	<p>171番3です。同敷地を分筆させて、通路形態を明確化したことにより許可をしました。</p>
委員	<p>162番1は、なぜ分筆しているのですか。</p>

特定行政庁	建築主事の判断で、2項道路として処理をしていた時代があり、その時に自主的に分筆して後退しました。
委員	市道 D064号線の寸法等が分かりづらいので、説明をお願いします。
特定行政庁	現状では、建築基準法外道路です。以前に、法第43条第2条第2項としても取り扱った経緯もありません。取り扱いが隣地となるため、図面には隣地境界と記載しています。 現況は、境界線上には何もなく、D2と記載してあるコンクリート杭と、P1と記載してある鉋杭の2点の境界の杭だけが打ち込んである状態で、幅員は0.99mです。
委員	図面を見ると。市道D064号線側はセットバックしているように見えるが、敷地面積としてはD2・P1まで、面積に入っていると理解して良いですか。
特定行政庁	その通りです。
委員	公共下水は入っていますか。
特定行政庁	市街化調整区域は下水の予定はありません。 基本的には浄化槽を設置し、排水管等へ放流します。
委員	「工事管理者が適切に管理することが明確になっていること」が、許可条件となっていますので報告案件の概要に記載した方が良いのではないですか。
特定行政庁	検討します。
議長	土地所有者の記載は無いのですか。
特定行政庁	渡している資料にはありません。許可申請時の登記簿謄本では別名になっているが、都市計画法43条の許可を取ることにより、第三者の建築が許されたことで、所有者は■■■■さんに移っていますので問題はありません。
議長	その他、ご質問はございませんか。 (委員より、なしの声)
議長	報告第1号について、ご質問が無いようですので、採決をとりたいと思いますがいかがでしょうか。 (委員より、異議なしの声)

議 長	<p>建築審査会として、許可の包括同意報告を受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(委員、全員の挙手)</p>
議 長	<p>挙手、全員でございますので、上尾市建築審査会条例第5条第3項の規定により、「出席した委員の過半数」に達しておりますので、建築審査会として受理いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上ですべての議事について審議が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>